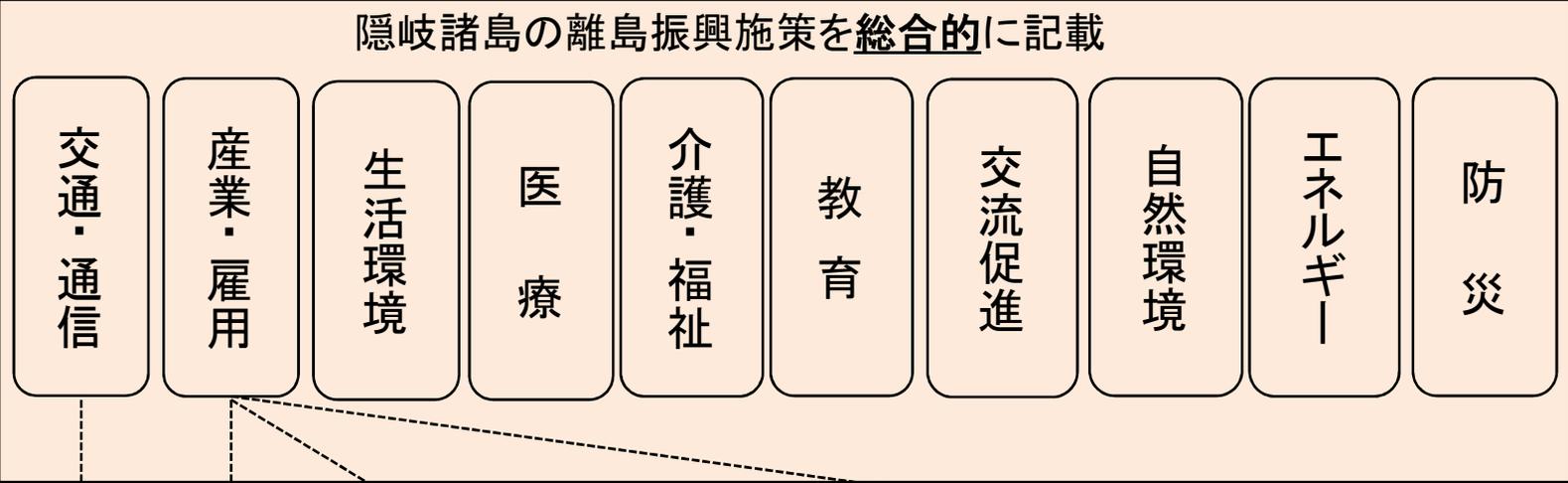


「県離島振興計画」と「有人国境離島法に基づく県計画」との関係

「有人国境離島法に基づく県計画」は、特定有人国境離島地域の地域社会維持の観点から、離島振興法に基づく「県離島振興計画」を補完するものとして策定

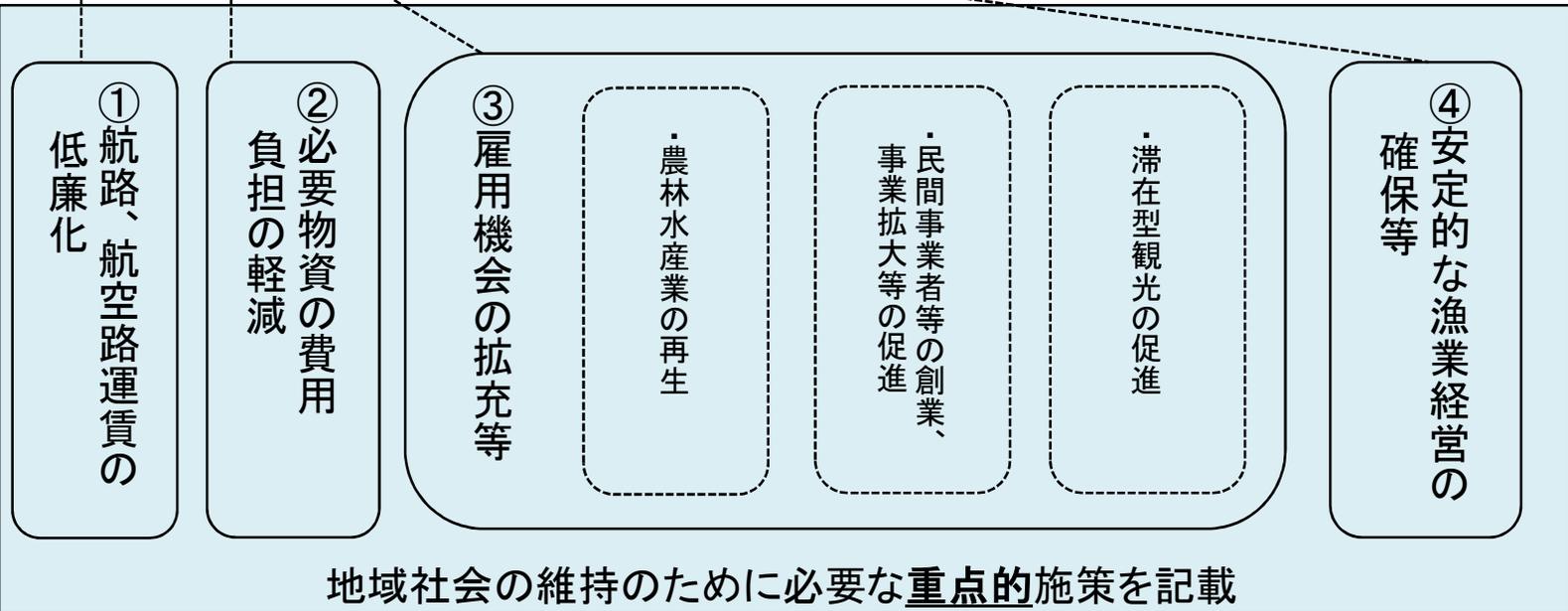
離島振興計画

(R5~R14)



有人国境離島法に基づく県計画

(後期計画 R4~R8)



離島総合振興会議設置要綱

(趣旨)

第1 隠岐島における着実な振興を目的として、民間、行政が一体となり、ソフト（推進手順、システム・プログラム）とハード（施設整備）及び各島・各町村の振興方策が融合する総合的な施策展開の検討、また、その実現に向けた調整を図るため、離島総合振興会議（以下、「離総会議」という。）を設置する。

(任務)

第2 離総会議は、第1の趣旨を達成するため、次の事項に取り組む。

- (1) 離島振興計画の検討に関すること。
- (2) 離島振興計画の実施の促進に関すること。
- (3) 特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（以下、「有人国境離島計画」という。）の検討に関すること。
- (4) 有人国境離島計画の実施の促進に関すること。
- (5) その他、第1の趣旨に基づき必要な事項に関すること。

(組織)

第3 離総会議は、別表に掲げる職にある会議員をもって組織する。

- 2 議長は、隠岐支庁長をもって充てる。

(議長の職務及び職務代理者)

第4 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する会議員がその職務を代理する。

(会議)

第5 離総会議の会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じて、県または隠岐島内町村の職員等の関係者の出席及び資料の提出を求めることができる。

(内部組織)

第6 離総会議は、離総会議の実務の遂行に必要な事項及び特命事項等について、調査、研究等を行う組織を設けることができる。

(助言者)

第7 離総会議は、必要に応じて、助言者を置くことができる。

(事務局)

第8 離総会議の事務局は、隠岐支庁県民局に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、離総会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

離島総合振興会議会議員

職 名	職 名
島根県農業協同組合隠岐地区本部常務理事本部長	隠岐汽船株式会社社長
島根県農業協同組合隠岐どうぜん地区本部常務理事本部長	隠岐ジオパーク推進機構理事長
隠岐島後森林組合代表理事組合長	隠岐青年会議所理事長
隠岐島前森林組合代表理事組合長	島根県議会隠岐地区選出議員
漁業協同組合 J F しまね 西郷支所運営委員長	海士町長
漁業協同組合 J F しまね 浦郷支所運営委員長	西ノ島町長
海士町漁業協同組合代表理事組合長	知夫村長
隠岐の島町商工会長	隠岐の島町長
西ノ島町商工会長	隠岐広域連合副広域連合長（常勤）
隠岐國商工会長	島根県隠岐支庁長
隠岐スモールビジネス協議会長	島根県中山間地域・離島振興課長